

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができるとして指定している次の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会及び庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十七年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
三次市文化会館	三次市三次町一六九一番地四	平成二十七年三月三十一日
庄原市中川西生活改善センター	庄原市川西町二三五六番地	平成二十六年四月一日
庄原市富田生活改善センター	庄原市川北町二三〇〇番地	平成二十六年四月一日
庄原市山奥生活改善センター	庄原市濁川町一〇七番地	平成二十六年四月一日